

弥陀ヶ原火山防災協議会規約

平成 28 年 3 月 30 日制定

平成 30 年 1 月 19 日改正

平成 30 年 7 月 10 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 弥陀ヶ原火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、弥陀ヶ原において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、富山県、富山市、上市町、立山町が共同で設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 富山県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が法第 6 条第 3 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は【別表 1】に掲げる者で構成する。

2 協議会に、会長 1 名及び副会長 3 名を置く。

3 会長は、富山県知事をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長が指名する。

6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 協議会の下に所掌事務について補佐するため、幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は【別表 2】に掲げる者で構成する。

3 幹事会には幹事長を 1 名置く。

4 幹事長は、富山県危機管理局長をもって充てる。

- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 協議会は会長が、幹事会は幹事長が招集し、その議事を進行する。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合、代理出席者は構成員とみなす。
- 6 会議へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、協議会を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務処理のため、事務局を富山県防災・危機管理課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

【別表1】弥陀ヶ原火山防災協議会構成員

区 分 (法第4条第2 項中該当する号)	所 属	職名(氏名)	備 考
都道府県 (第1号)	富山県	知事	会 長
市町村 (第1号)	富山県富山市	市長	
	富山県上市町	町長	
	富山県立山町	町長	
地方气象台等 (第2号)	気象庁地震火山部火山監視課	火山監視・警報センター所長	
	富山地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局立山砂防事務所	所長	
陸上自衛隊 (第4号)	第14普通科連隊	連隊長	
警 察 (第5号)	富山県警察本部	本部長	
消 防 (第6号)	富山市消防局	局長	
	富山県東部消防組合消防本部	消防長	
	立山町消防本部	消防長	
火山専門家等 (第7号)	富山大学学術研究部都市デザイン学系	教授 渡邊 了	
		教授 石崎泰男	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所	招聘研究員 篠原宏志	
	京都大学防災研究所	教授 藤田正治	
その他 (第8号)	立山黒部貫光(株)	社長	
	立山貫光ターミナル(株)	社長	
	立山山荘協同組合	理事長	
	林野庁中部森林管理局富山森林管理署	署長	
	環境省信越自然環境事務所	所長	
	国土地理院北陸地方測量部	部長	
	富山県道路公社	理事長	
	関西電力(株)北陸支社	支社長	
	立山町観光協会	会長	
	西日本電信電話(株)富山支店	支店長	
	長野地方气象台	次長	
	長野県	危機管理部長	
	長野県北アルプス地域振興局	局長	
長野県大町市	総務部長		

【別表2】弥陀ヶ原火山防災協議会幹事会構成員

区 分 (法第4条第2項中 該当する号)	所 属	職名(氏名)	備 考
都道府県 (第1号)	富山県	危機管理局長	幹事長
		防災・危機管理課長	
		消防課長	
		観光戦略課長	
		自然保護課長	
		建設技術企画課長	
		砂防課長	
市町村 (第1号)	富山県富山市	副市長	
	富山県上市町	副町長	
	富山県立山町	副町長	
地方気象台等 (第2号)	気象庁地震火山部火山監視課	火山監視・警報センター火山防災官	
	富山地方気象台	防災管理官	
地方整備局 (第3号)	北陸地方整備局立山砂防事務所	調査課長	
陸上自衛隊 (第4号)	第14普通科連隊	第三科長	
警 察 (第5号)	富山県警察本部	警備課長	
		山岳安全課長	
消 防 (第6号)	富山市消防局	警防課長	
	富山県東部消防組合消防本部	警防課長	
	立山町消防本部	安全課長	
火山専門家等 (第7号)	富山大学学術研究部都市デザイン学系	教授 渡邊 了	
		教授 石崎泰男	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所	招聘研究員 篠原宏志	
その他 (第8号)	京都大学防災研究所	教授 藤田正治	
	立山黒部貫光(株)	運輸事業部長	
	立山貫光ターミナル	取締役ホテル事業部担当	
	立山山荘協同組合	理事長	
	林野庁中部森林管理局富山森林管理署	総括事務管理官	
	環境省中部山岳国立公園立山管理官事務所	国立公園管理官	
	国土地理院北陸地方測量部	防災情報管理官	
	富山県道路公社立山有料道路管理事務所	所長	
	関西電力(株)北陸支社	総務部長	
	関西電力(株)黒四管理事務所	運輸課長	
	立山町観光協会	事務局長	
	西日本電信電話(株)富山支店	ビジネス営業部長	
	立山町芦峯寺地区	総代	
	新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	
	長野地方気象台	防災管理官	
	長野県危機管理部危機管理防災課	課長	
	長野県北アルプス地域振興局総務管理・環境課	課長	
長野県大町市消防防災課	課長		